

函館市広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 以下に規定する市の資産のうち広告掲載が可能なものをいう。

ア 市の広報等各種印刷物

イ 市のwebページ

ウ 市の財産

エ その他広告媒体として活用できる資産で個別に定めるもの

(2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載または掲出することをいう。

(広告の範囲)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体には掲載しない。

(1) 法令等に違反するものまたはそのおそれがあるもの

(2) 公序良俗に反するものまたはそのおそれがあるもの

(3) 政治性のあるもの

(4) 選挙に関するもの

(5) 宗教性のあるもの

(6) 意見広告

(7) 個人または法人の名刺広告

(8) 景観および風致を害するおそれがあるもの

(9) 公衆に不快の念または危害を与えるおそれがあるもの

(10) その他、広告媒体に掲載する広告として不相当であると別途定める基準により判断されるもの

(広告媒体の種類)

第4条 広告掲載を行う広告媒体の種類は、それぞれの主管部局長が別途定める。

(広告の規格等)

第5条 広告の規格および広告掲載位置等は、当該広告媒体ごとに主管部局長が別途定める。

(広告募集方法等)

第6条 広告募集方法、予定価格および選定方法については、当該広告媒体ごとに、その性質に応じて、主管部局長が別途定める。

(広告の選定)

第7条 広告の選定は、広告掲載の申込みがあったときは、この要綱等に定める広告の範囲に適合するもののうち、申込みに係る広告掲載料の額が最も高いものを選定するものとする。

2 広告掲載料が同額のものまたは前項の規定にかかわらず特に必要があると認めるときは、別途定める基準により選定の順位を決定することができる。

(審査機関)

第8条 広告媒体に掲載する広告の可否を審査するため、函館市広告審査委員会（以下「審査会」という。）を設ける。

2 審査会の委員長は、財務部財政課長を、委員は、企画部広報広聴課長、総務部行政改革課長および広告媒体を所管する課長をもって充てる。

3 函館市屋外広告物条例に基づく許可が必要な屋外広告に関する審査の場合は、第2項に定める委員に、都市建設部参事（3級）を加えるものとする。

4 委員長は第2項から第3項までに定める委員のほか、広告媒体および審査する内容に関連する所管の課長を、臨時の委員として加えることができるものとする。

5 委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

(会議)

第9条 審査会の会議は、広告内容等、広告の掲出に関して疑義が生じた場合において、委員長が必要と認めるときに、委員長が招集する

2 審査会の会議は、委員長がその議長となる。

3 審査会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

(事務局)

第10条 審査会の事務局は、財務部財政課に置く。

(その他)

第11条 この要綱の実施に関し必要な事項は、財務部長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成18年12月6日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。